

## 開 議

- 平 進介委員長 おはようございます。  
これから決算特別委員会を開きます。  
本日の会議に欠席の通告委員はございません。  
よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

### 令和2年度長井市各会計決算に関する総括質疑

- 平 進介委員長 それでは、昨日に引き続き決算総括質疑を続行いたします。  
なお、小林克人総務課長併選挙管理委員会事務局長から、遅刻する旨の届出があり、高橋仁総務課補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

### 鈴木 裕委員の総括質疑

- 平 進介委員長 それでは、順位5番、議席番号4番、鈴木 裕委員。  
○4番 鈴木 裕委員 おはようございます。清和長井の鈴木 裕です。  
令和2年度の歳入歳出決算書並びに主要な施策の成果報告書を基に、大きく3項目について質問いたしますので、簡潔明瞭にご答弁いただきますようお願いいたします。  
最初の項目は、市民窓口業務についてと題し、マイナンバーカードの交付推進方策、それと証明書等のコンビニ交付に関し費用対効果につい

て伺います。決算書では118ページから119ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民台帳費の箇所になります。

初めに、マイナンバーカードに関して質問します。

総務省によりますと、本市のマイナンバーカードの交付率は、令和3年4月1日現在で県内の13市での順位は3番目でありました。トップは酒田市で31.2%、第2位は天童市で28.1%、そして当市が3番目で26.5%であります。

スタート時はマイナンバーカードを取得するとのような利便性があるか、なかなか国民に理解が得られず、交付があまり進まなかったものと記憶しています。そこで、国は交付率を高めようと、昨年マイナポイントを発足し、クレジットカードや電子マネー、QRコード決済などのキャッシュレス決済サービスとマイナンバーカードをひもづけチャージまたは決済すると25%、最大で5,000円分のポイント還元を受けられるようにしました。そのかいあってか、徐々に交付申請が高まってきたことも事実と言えらると思います。本市の普及率はまだまだ低いとは思いますが、それでも県内13市で3番目になったことは、マイナンバーカード交付率を高めようといういろいろそれなりに努力されてきた結果かと思えます。

そこで、本市では、どのような推進策、周知や窓口対応を取ってきたか、本市独自の特徴的な推進策や市民に喜ばれた対応があれば、それも含めて市民課長に伺います。

- 平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。  
○渡邊恵子市民課長 それでは、お答えいたします。

マイナンバーカード取得促進の取組といたしましては、市報やホームページ、おらんだラジオなどでのPRはもちろん、毎月第2、第4日曜日のマイナンバーカード専用窓口の開設や毎週月曜日の窓口延長での受付など、できるだけ

多くの市民の皆様マイナンバーカードを取得していただけるような対策を講じているところです。特に日曜日の窓口開設は、仕事で平日は休めないという市民の方からご好評をいただいているところです。また、申請を希望する方のお勤め先に職員が訪問して申請を受け付けるいわゆる勤務地申請や税の申告相談会場などに職員が出向き、その場で申請をいただくなどの取組も併せて実施してきました。こうした取組の成果として、委員にお話しいただきましたとおり、本市は今年4月1日時点では県内13市中3番目の交付率でしたが、8月末現在の状況では交付数1万548件、交付率は40.3%で県内13市中トップの交付率となっています。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 長井市として通常の窓口での対応だけでなく、日曜日の対応やら、また勤務地、職場へ行っての推進、そういったこともやってきてこういった数字が出てきたということ、よく分かりました。

じゃあ、次に移ります。004個人番号カード交付事業は1,788万円で、そのうち会計年度任用職員の人件費が623万円で、通知カード・個人番号カード事務委任交付金が1,142万円と大部分を占めています。国が肝煎りでマイナンバーカードの普及に力を入れているということは、自治体の交付事務分に対して事務手数料としてそれなりに国から交付されていると思います。昨年度のその金額は幾らなのか、またどのような算出方法なのか、それで人件費が賄えるのか、市民課長に伺います。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 お答えいたします。

マイナンバー交付事務に係る国からの補助金は、令和2年度実績で、これは決算書51ページの総務管理費補助金のところになりますけれども、個人番号カード交付事業費補助金1,139万4,000円、個人番号カード交付事務費補助金761

万1,000円、合計1,900万5,000円となっております。

まず、事業費補助金の算出方法ですが、マイナンバーカードの交付関連事務については、国の省令に基づき、その事務の一部を市から地方公共団体情報システム機構に委任をしており、その委任に要する経費、令和2年度実績で申し上げますと1,142万1,200円になりますが、その全額から一部市で徴収する事務手数料を差し引いた金額が国から事業費補助金として交付されることになっています。

また、事務費補助金の算出方法ですが、こちらについては総務省のマイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に規定する対象経費、例えばマイナンバー交付事務に係る会計年度任用職員の人件費、それから常勤職員の時間外手当、また郵送料や消耗品など実費相当額が交付されることになっています。このほか常勤職員の時間外手当以外の人件費につきましては、一定額が地方交付税において措置されることとなっております。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 大変複雑で分かりにくいんですが、国からの交付金でもってこの事務に係る費用、人件費等、そういったものは賄っているということで理解してよろしいですか。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 人件費についてはただいま申しあげましたとおり、地方交付税の普通交付税の単位費用の中で算入されているということで、自治体ごとに実費との差は多少あるかとは思いますが、基本的には交付事務に係る経費は国の交付金で賄われているという認識であります。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 分かりました。

それでは、次の質問です。令和3年度に入り、先ほど市民課長から8月末時点での普及率の説

明がありました。8月1日時点での本市のマイナンバーカードの交付率は39.5%でありました。先ほど課長からは40.3%という話でありました。酒田市、天童市よりも上回り、県内13市でトップになっております。しかし、その時点での8月1日現在での隣の飯豊町は45.9%、小国町は42.3%と高い交付率であります。トップランナーとして引き続き交付率を高めていただきたいと思います。今後さらなる普及に向けてどのような対応を取られるかを市民課長に伺います。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 お答えいたします。

これまで実施してきた取組を引き続き継続するほか、今後は勤務地申請のさらなる強化や、また今後予定される選挙の期日前投票実施時期に職員が投票会場に出向いて申請を受け付けるなどの取組を検討しています。また、10月からマイナンバーカードの保険証利用の本格運用が始まる予定ですので、具体的な利便性についても広くお知らせし、普及拡大を目指してまいりたいと思います。さらには、先頃、実証実験が行われました地域通貨「ながいコイン」を活用した普及策なども併せて検討する予定としております。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 酒田市が普及率が高くなったのは、酒田市独自で商品券か何か分かんないですけども、市民の方に手続を取ると金券的なものを差上げたということで交付率が高まっているんですが、当市の場合、そういったあめ玉をぶら下げるようなことをしなくて高い交付率になっているということは、大変評価してよろしいんじゃないかなと私は思っております。引き続きいろんなところで今後活用ができるようになりますので、普及に今後とも努めていただきたいと思います。

続いて、次は005住民票等コンビニ交付事業

について質問いたします。

窓口で発行している証明書のうち、コンビニで交付できる証明書は何種類ありますか、具体的に市民課長にお尋ねいたします。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 お答えいたします。

コンビニ交付できる証明書の種類ですが、住民票の写し、それから印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書、戸籍事項証明書、こちらはいわゆる戸籍謄抄本になります。それから戸籍附票の写しの6種類となっております。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 分かりました。

本市の場合、平成30年10月から全国のコンビニで住民票などの証明書の取得ができるようになったわけですが、窓口業務がコンビニで交付することによって市民課窓口業務が緩和された実感されてますか。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 お答えいたします。

長井市でのコンビニ交付は委員ご案内のとおり、平成30年10月から導入したものです。これまでのコンビニ交付の実績を申し上げますと、平成30年度は半年間で186件、令和元年度は467件、そして令和2年度は726件、また今年度については、8月分までの月平均で約110件となっておりますので、このまま推移すれば1,200件以上にはなるものと見込んでいます。

窓口業務が緩和されたかという点ですが、証明書の交付業務以外、例えばマイナンバーカード交付関係の事務負担などは当然増えておりますので、窓口業務全体で考えますと緩和されたという実感は恐らくないと思います。ただ、コンビニ交付が可能となった証明交付事務に限って言えば、それまで職員が行っていた申請手続の説明に始まり、申請者の本人確認、申請書の内容チェック、証明書の発行、手数料の受領、そして証明書の交付という一連の事務

作業が職員を介さずに行われたということになりますので、コンビニ交付の実績件数分については職員の負担が軽減されたということが言えると思いますし、またそれ以上にタッチパネルの操作で簡単に証明書が取得できるというコンビニ交付は申請する側にとっても相当な負担軽減につながっているものと考えています。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 感想を承り了解いたしました。

続いての質問ですが、市民は証明書をコンビニで取得できるなり、土日や夜間でも取得できるようになり、便利になりました。しかし、その数は昨年度の実績を見ますと、戸籍謄本112通、住民票315通、戸籍附票17通、印鑑証明241通、税務証明41通で726通であります。今申し上げた証明書、窓口業務も含めての全部の交付数は2万1,824通ですので、コンビニ交付率は3.3%と極めて低調と言えます。コンビニ交付を導入した目的は、市民の利便性の向上と窓口の混雑緩和もさることながら、職員の窓口業務負担を大幅に軽減することにあると思っています。このコンビニ交付率の低さをどう感じているか、市民課長にお伺いします。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 お答えいたします。

コンビニ交付はマイナンバーカードを持つことで利用できるサービスになりますけれども、参考までに申し上げますと、令和2年4月1日時点での本市のマイナンバーカード交付率は15%程度でした。先ほどコンビニ交付の実績の中でも申し上げましたとおり、その後のマイナンバーカードの交付率の上昇とともに、コンビニ交付件数は着実に伸びてきております。平成30年度の途中からの事業ですので、年度間での実績比較というのは令和元年度と令和2年度とのデータでしかできませんけれども、令和2年度は対前年度比で5割以上の増加率となってい

ます。また今年度上半期の状況においても、交付数は前年度を上回っておりますので、これはコンビニ交付の利便性が徐々に認知されつつあることの表れと捉えております。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 今後、マイナンバーカードの交付率の普及とともに、コンビニでの各種証明の利用が増えていくと、そういうふうに期待してよろしいかなと承ったところです。

続いての質問ですが、窓口手数料収入額合計は1,503万円とあり、内訳では戸籍手数料は510万円、住民基本台帳手数料は436万円、印鑑証明を含むその他の手数料が557万円となっています。一方で、住民票等コンビニ交付事業は1,187万円、住民票等コンビニ交付システム管理運用等委託料949万円と住民票等コンビニ交付サービス運営負担金222万円ありまして1,187万円ですから、手数料収入のほうが316万円多くなっています。このことは一見事業費より収入が多いことから問題なさそうに見えるんですが、実際はコンビニ交付による手数料は726通でありますから私が推察するに多くても40万円程度でないかと推測できます。40万円稼ぐのにシステム運用で1,187万円かかっているということは、コンビニでの1通当たりの交付コストは1万6,000円ぐらいとなりますので、結果として費用対効果から見れば首をかしげたくなるのも事実です。しかし、私はコンビニ交付を進めることに対して否定する考えは毛頭ありませんので、市民にはこのコンビニ交付の利便性を享受してほしいと思っております。職員の証明書窓口業務も減らしていただくために、強力な取組をしていくべきと思います。そのためには、ある時点での交付率の目標を定め、それを達成するための方策を検討するべきでないかと思いますが、市民課長の見解を伺います。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 お答えいたします。

コンビニ交付導入による費用対効果というものをどのような視点で捉えるかということですが、そもそもコンビニ交付といいますのは職員の負担軽減というよりも、閉庁時間でも証明書の交付ができるようにという市民の要望に応えるため、利便性の向上を第一に考えて導入されたものです。住民票や印鑑証明書などは長井市内に限らず、近くのコンビニエンスストアで毎日午前6時30分から夜11時まで取得することができますので、市民の方からは会社を休まずに受け取ることができて助かったという声や待ち時間がなくて便利だという声が複数寄せられるようになってきています。特に会社を休まずに取得できたという声からは、単にコンビニ交付の利用率だけでははかることのできない成果が見てとれるのではないかと考えています。

そして、こうしたコンビニ交付の利便性をより多くの市民の皆様にご存知いただくことが最も重要な課題ではないかと捉えています。今年5月から市民課窓口において、マイナンバーカードを使って申請書の記載をすることなく簡単な端末操作で住民票などが取得できるらくらく窓口証明書交付システムの導入を始めています。このシステムについても市報などでのPRを図っていくと同時に、窓口対応の中でコンビニ交付を知っていただくきっかけとしても活用していければと考えています。

制度導入後、全国的にもなかなか上がらなかったマイナンバーの交付率ですが、委員のご案内のとおり、マイナポイントなど国の施策により、昨年末から今年にかけて一気に加速しているような状況です。本市におきましては、冒頭申し上げましたとおり、順調にマイナンバーカードの交付率を伸ばしており、これに伴ってコンビニ交付の利用率のほうも今後上昇していくものと考えています。引き続き様々な時期を捉えてマイナンバーカードの普及拡大、そしてコンビニ交付の利便性の周知について推

進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほうよろしくお願ひいたします。

(「土日開庁した場合のコスト。」の声あり)

○渡邊恵子市民課長 はい。そしてただいま申し上げましたように、コンビニ交付できる時間帯というのが午前6時半から夜11時までということで、例えばそれをコンビニ交付ではなくて職員が窓口で対応するとなれば、それに係る費用、時間外手当等というのは相当のものになると思いますので、そういった面からも費用対効果という点でもコンビニ交付を導入することの効果というのはお分かりいただけるのかなと思います。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 説明ありがとうございます。費用対効果という意味で1万6,000円というとても高い金額をお示ししたわけですが、やはり市民サービスを考えた場合に、朝早くから夜遅くまで市民が取りたい時間に証明書を取れると、こういったサービスですので、やはりコストだけで考えるべきものではないと考えております。今後、マイナンバーカードをもっと普及していただければ、それからコンビニ交付利用の普及にも努めていただければ、1通当たりのコストは下がっていくわけなので、ぜひそのような方向に進めていただければ、今後引き続き対応していただければと思います。

窓口対応の例えば市民が戸籍関係取る場合に、抄本でいいのか謄本取らなきゃならないのか、用途によってやはりコンビニでは取れないものは必ず出てくると思います。窓口に来て市の職員に相談して自分が取りたいものを取るという場面は今後なくなるわけではありませぬので、そういう方に対しては希望されるものをきちんと把握されて対応していただきたいとしたいと思います。

以上でまず大きな項目の1つ目の質問を終わります。

続いて、2番目の項目ですが、狂犬病予防事

業について伺いたいと思います。質問は4つです。決算書では160ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、003狂犬病予防事業の箇所になります。

犬の登録と狂犬病の予防注射は、令和2年度末の犬の登録数は907頭、うち注射頭数は781頭とのことであります。そうしますと、接種されてない犬は126頭いることになりましたが、予防注射しなかった犬とその飼い主への対応についてどのように考えているのか、以下市民課長に伺いたいと思います。

1つ目ですが、狂犬病予防注射は狂犬病予防法という法律に定められており、犬の登録と一体であり、飼い主の義務だと思っておりましたが、予防注射をしなくてもよろしいのでしょうか、市民課長、お願いいたします。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 お答えします。

狂犬病の予防注射につきましては、狂犬病の予防と蔓延を防止することを目的として制定された狂犬病予防法第5条に犬の所有者はその犬について狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならないと規定されています。委員ご指摘のとおり、狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせるのは飼い主の義務ということになっています。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 私も犬を飼っていますが、毎年、市からの案内をいただいて5月に注射を打っております。認識とすれば登録と予防注射は飼い主の義務という認識でおるところであります。

日本では1956年以降、狂犬病の発症事例はないとされておりますが、海外で狂犬病にかかってきて日本に帰国してから発症した輸入症例というものが数は少ないけれどあるとのこと。仮に狂犬病予防注射をしていない犬が狂犬病にかかり人をかみ、狂犬病にかかった場合はどう

なるのか、責任は誰が負うのかを伺いたいと思います。市民課長お願いします。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 お答えいたします。

狂犬病というのは狂犬病に感染した動物にかまれ唾液中のウイルスが傷口から体内に侵入することにより感染するものです。高熱や麻痺、呼吸障害などの症状を引き起こし、発症するとほぼ100%死に至るといふ病気ですけれども、人から人への感染はないとされています。委員ご案内のとおり、日本国内においては人での発生は昭和31年、動物での発生は昭和32年を最後に発生の事例はなく、国外で狂犬病が疑われる犬にかまれた場合、ご指摘ありましたように、いわゆる輸入感染の可能性はありますが、日本国内でかまれた場合であれば、感染の心配はないと厚生労働省のホームページ上で明記をされております。

このように、国内で狂犬病が発生するリスクというのは非常に低いとされてはいますが、予防接種をしていない犬が人にかみつき、飼い主が書類送検されるという事件は国内においても実例があるようです。その場合の責任の所在という部分ですけれども、こちらについては民法の第718条に動物の占有者は、その動物が他人に与えた損害を賠償する責任を負うという規定がありますので、狂犬病の発症には至らないまでも飼っている動物が他人にけがを負わせた場合の責任は飼い主が負うということになると考えております。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 狂犬病予防法の中に罰則規定もありまして、狂犬病予防注射を受けさせず、予防注射済票をつけなかった者に対して、例えば20万円以下の罰金に処するとか、こういう罰則規定もあるんです。狂犬病の犬にかまれた場合、もし狂犬病を人が発症したら、それは飼い主の損害賠償になるような答弁でございま

したけれども、予防注射をさせないでそのままにしていた行政の責任というものはないのでしょうか。それを伺いたいと思います。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 基本的に狂犬病予防法によりますと、市町村の義務というのは飼い主が飼い犬に予防注射を受けさせた場合に注射済票を交付することが市町村の義務だと規定されています。当然法令を遵守することを指導する立場にありますので、予防注射をしないという飼い主の方については、指導という部分で必要になると思います。委員のおっしゃった罰則規定も法律の中には規定がありますが、今までにそういった罰則を適応した記録は確認できません。例えば何度言っても予防注射をしないという悪質な飼い主がいた場合については、県の保健所のほうにも相談して対応について考えていくことになろうかと思えます。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 それでは、次の質問ですが、本市の狂犬病予防注射の接種率ですが、令和2年度については86.1%とのこと。それで、主要な施策の成果報告書の中には、この86.1%をもっと高めていきたいと、こういった前向きな取組姿勢も書いてあったんですけども、全ての飼い主に狂犬病予防注射を接種させる取組が必要かと思いますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 お答えいたします。

厚生労働省がまとめた令和元年度の都道府県別のデータによりますと、犬の予防注射の実施率というのは全国平均で71.3%、山形県は90.6%で全国第1位となっております。逆に最も低いところでは57.7%という自治体もありました。また、令和2年度実績について県にお聞きしましたところ、県で前の年を若干下回って87.7%、長井市は86.1%ということで、置賜地

域では高島町の87.4%に次いで2番目の実施率となっております。

繰り返しになりますが、狂犬病予防注射は法令に規定される飼い主の義務です。市といたしましては、引き続き県や市内の獣医師等と連携しながら、狂犬病予防注射の実施義務についての周知、啓蒙を行い、適正な事務に努めてまいりたいと考えております。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 狂犬病注射については保健カレンダーに毎年5月、地区ごとの集団接種の案内が載っています。また、獣医師っていいですかね、動物病院のほうに行くと、そちらで予防接種を受けてもいいわけですが、そうしますと、大体5月が終われば何頭の犬が未接種であるか分かってくると思うんですね。未接種の犬に対して個別に注射するように働きかけをしているのかどうか、集団接種と、あと飼い主に任せ切りで何も手だてをしてないのか、その辺についてはどうですか。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 お答えいたします。

市では9月の末時点で予防注射未実施となっている飼い主の方に対して10月に改めて文書で動物病院など獣医師により予防注射を受けるよう通知をしております。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 通知だけですか。電話をかけてもっと強力に注射をなさるようなそういった行政としての指導はされていませんか。

○平 進介委員長 渡邊恵子市民課長。

○渡邊恵子市民課長 現時点ではそういった電話でのお願いなどはしておりません。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 狂犬病については1956年以降、日本では発症事例がないということで、新型コロナウイルスとは全然違ってあんまり危険性を感じないんですが、ただ発症したらもう

死ぬしかないみたいな、こういった病気ですので、今後とも法律で予防接種が義務づけられている以上、市としても最善の取組をしていただければと思います。

それでは、大きな3番目の項目の質問に移りますが、企業立地促進事業についてお伺いします。決算書では196ページ、7款商工費、1項商工費、4目企業振興費、105企業立地促進事業の箇所になります。

歳入歳出決算審査意見書の34ページの基金一覧表がありますが、企業立地基金の令和2年度末残高は僅か938円しかありません。令和3年度予算では基金への積み増しする予算はありませんでした。今後、本市に立地する企業や設備投資する企業に対し、どのような支援を考えているのか、以下質問したいと思います。

1つ目、昨年度は基金から660万円を繰り出し723万円の事業を行い、企業の設備投資に対し補助金を支給しました。その結果、基金残高は938円と枯渇し、現状はそのままになっていると思います。これから企業立地助成金の申請があったときはどのように対応するのか、あるいは基金以外に中小企業立地支援策を検討されているのかを商工振興課長に伺います。

○平 進介委員長 佐藤 久商工振興課長。

○佐藤 久商工振興課長 おはようございます。お答え申し上げます。

まず、企業立地基金でございますが、寺泉地区に誘致を進めておりました日鍛バルブ株式会社、こちらの企業の支援として約1億2,000万円ほどでございますが、こちらを日鍛バルブさんが進出しないということになりましたので、1億2,000万円ほど返還をいただいて、こちらの金額を原資としまして、当時は財政再建の真ただ中ではあったわけなんです、製造品出荷額、こちらのほうも減少しておりましたので、これらを踏まえて平成23年3月に条例改正を行いまして、認定企業の立地、設備投資、雇用の

促進等に要する経費として支援するということで積み立てたものでございます。これまでの企業立地推進事業の交付決定額としましては、約2億7,000万円ほどございます。基金から不足する分につきましては、一般財源をこれまでも充てて対応してきたという経過がございます。基金の仕組み自体といたしましては、今後の新産業団地等への企業誘致から実際に立地に至るまで複数年にわたり立地企業への支援を目的として積み立てていくような形で使っていけるのではないかと考えております。

また、既に立地している製造業への支援につきましては、これまでも不足分について一般財源を充ててご支援をしてきたという経過もございますので、現在その施策についても検討しているところでございます。現在も規定は生きておりますので、申請があった場合については予算の範囲内で補正等も対応してということと考えているところでございます。

また、国のほうの施策としましては、平成30年度より生産性向上特別措置法というものに基づきまして、先端設備導入計画の認定によりまして、課税標準額の特例、こちらにつきましては、対象設備の固定資産税の課税免除、標準額の免除、課税標準額が3年間にわたり軽減されるという制度でございますが、長井市につきましては、課税標準額をゼロということで対応しております。この制度が現在も中小企業等経営強化法というものに引き継がれまして、コロナの影響もございまして、令和4年度末、令和5年3月末まで延長となっております。

このような中で、国等の制度でカバーできない部分、これをアフターコロナ後の設備投資等も踏まえてこれからどういう支援をしていくかというところを現在財源等も含めて商工振興課内で検討しているところでございます。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 中小企業の支援策として



この基金があるということなのですが、一見企業支援をするようなスタンスは見かけ上あるけれども、実態を考えた場合に、1,000円に満たない基金残という数字は、中小企業を支援するという姿勢があるのかどうかと外から見ると少し疑問に感じるところがあるわけです。本来であれば本当に前向きに支援したいんだと、施策の大きな柱だということであれば、やはり足りなくなれば毎年積立てをして基金という形をしっかりとつくっておくのが通常の施策かと思うんですが、申請が来たら金がないから、じゃあ、補正で上げると、こういうやり方はちょっと非常に後ろ向きの対応でないかと思うわけです。でも、今課長の答弁では、今後の施策について考えているようですし、国の施策で対応できない部分を長井市として設備投資などをカバーしていくというお話でありましたので、期待したいと思います。

続いて、この件に関しての2つ目の質問ですが、今後この基金はどうしていくのでしょうかという質問です。残高は938円で先ほど申し上げましたが、基金のていをなしていないのではないのでしょうか。本市に立地したいとする企業、市内企業で土地の拡張、工場設備の増設等、経済や雇用の要となる製造業等の支援をどのように考えているのかを市長に伺いたいと思います。

今泉産業団地構想があるわけですが、それを見据えて企業立地支援策を検討されているのらご教示いただきたいと思います。市長、よろしく願いいたします。

○平 進介委員長 内容重治市長。

○内容重治市長 お答えいたします。

鈴木 裕委員から938円、938円と繰り返し指摘いただきまして、大変情けない思いでございますが、経過につきましては商工振興課長より答弁させていただきましたが、平成30年に国のほうで生産性向上特別措置法というのが施行されまして、そのときも当時は産業活力推進課で

ございましたけれども、基金がその時点でも数千万円ということでしたので、こちらの制度を活用してこの基金はできるだけ手をつけないほうがいいんじゃないかというような現場からの声もございました。ただ、私どもといたしましては、これは先端設備導入計画を認定いただかなきゃいけないということと、また、私どもで固定資産税はゼロでございますが、減免でございますので、それを3年間というよりもこの基金の目的から言えば、設備投資をされたり、あるいは長井市に立地された場合に現金で3年分の固定資産税を先払いしようということで、そういった設備投資やら立地を促進してこようとした経過がございます。

時間も少しあるのでお話しさせていただきますと、委員はよくご存じだと思いますが、私ども長井市では平成になってから長井にあった大きい企業がほとんど撤退したり、あるいは隣近所の市町村のほうに移転したりという状況がずっと続いてまいりました。平成23年はそういった日鍛バルブ株式会社のほうで立地しないということなものですから、私も随分通わせていただきましたけれども、返してください、返してくださいってお願いして返してもらったんですよ。マルコン電子株式会社も残念ながら撤退されましたし、日鍛バルブ自体が本当に来るかどうかちょっと疑問だったところもあるんですが、その代わりマルコン電子のところは随分大幅に縮小になりましたけども、日本ケミコン株式会社が引き続き研究所も含めてかなり頑張っていたと。あと当時の長井市を支えていただいたハイマングループもなくなってしまったと。さらには東芝ライテック長井工場から、そして平成の初めは協同薬品工業株式会社が隣町に全部移したと。この7月からは本社の住所こそ長井市でございますが、長井市では協同薬品、食品も含めて誰も働いている人いないんですよ。またグンゼ株式会社も昭和の50年代初めに寒河

江市に拠点を移されて、とうとう最後の56人だったんですけども、それも閉められたというずっと悲しい歴史がありまして、財政再建はまだ明けておりませんでした。ただ、それではいけないと。やっぱり長井市に活力をとということで、この基金を議会からもご了承いただいてつくった経緯があるんですね。

長井市は従来、基金というものをほとんど積まない自治体だったんですね。ですから私も前の市長から引き継いだとき600万円。財調ですよ、財政調整基金600万円。その前の市長も500万円だとか言ってましたね。その前の市長も五、六百万円。でも、私ども議会と一緒に財調再建を果たして何とか財政調整基金はもちろんですが、公共施設整備基金とかいろんな目的でつくってまいりました。ただ、心のまちづくり基金やら文教の杜運営基金、それから地域福祉基金、こういったところは市民の皆様からも浄財を頂いて何とか今も活用させていただいてます。

したがって、まずは今後どういうふうな産業振興を図るための支援策を取っていくかということなんですけど、長井市の周りの4つの町、白鷹町、飯豊町、小国町、川西町は過疎地域なんですね。過疎法で大変手厚く支援されているんですね。したがって、過疎地域はこういったものがほとんど免税です、あと立地された場合も。あとは過疎法でのハードで、あるいはソフトでいろんな形で支援できると、そういう恵まれた、いろいろ厳しい状況もあるんでしょうけども、周りに囲まれていかにも長井市が何も無策だと思われるのは一般の市民から見れば、企業人から見ればそう見えるのも当然かもしれないけども、私どもは本当厳しい中で市民やら、あるいは企業、長井商工会議所、JAさんなんかにいろいろ状況をお話ししながら、その中で知恵を出し合って、これからやっぱり負けないような魅力ある支援策を取っていかなくちゃいけない

と思っています。

したがって、新産業団地が多分いろんな手続をして造成して分譲できるのは令和5年から6年ぐらいだと思っております。その間はどのような施策を取っていったらいいか。また先ほどの生産性向上特別措置法については、2年間延長なったということで、その先は分かりませんが、そういったことも見据えながら、ぜひ長井市に立地したい、あるいは長井市で頑張ってる企業がいろいろ設備投資とか新しいラインを新規分野を開拓するときに何とか支援できるようにということで努力してまいりたいと思います。

なお、私どもはやはり長井市の一番の基幹産業はものづくり、とりわけ製造業と農業だと。したがって、そこをどう支援するかということで、東北経済産業局に職員をこのときから派遣して、長井市ではできないですけども、国からのものづくり補助金、1,000万円ですね、こういったところを採択いただけるように我々も情報収集しながら企業と一緒に頑張ろうということで、山形県内の市ではトップの採択率を誇っていると、こういったことも一つですが、ぜひ今後どういう制度設計をしていったらいいか、今いろいろんなところの情報収集して勉強中ですので、ぜひ委員からもいろいろご提言をいただければありがたいなと思っております。

なお、そういった状況でございますので、これは財政課、会計管理者ともお話ししまして、必要なときは何とでも捻出しますと。だからまず基金として見せ金をつくるんじゃなくて、実でちゃんと支援できるので、そんなことで了承してくださいと言われてまして、これは当然今いろんな公共事業等々進めなきゃいけない時期でございますので、その点ご理解いただきまして、いろいろご助言、ご指導賜りますようよろしく願いいたします。

○平 進介委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 ただいまの市長の考えよ

く分かりました。ただ、先ほどちょっと課長の答弁の中で、基金は何百円しかないんだけど、補助金の申請があれば予算のある範囲内という表現があったんですね。それだとちょっと問題かなと思ったんですが、要は制度としてある中で、予算の範囲でやる補助制度ではないような気がするんですね。ですから企業のほうも先ほど市長がおっしゃった、先端設備の助成制度のほうで固定資産税の3年間免除があるというもので、いわゆる市の中小企業の助成制度を一部賄っているところあるわけですけれど、やはり申請があればそれにきちんと対応すべく予算を獲得し、補正すべきでないかと。市長はただいまそのようにしていくということをおっしゃっていただいたと思うので、形としては基金残高が少ないけれども、中小企業支援策、設備投資の助成については今後とも強力にやっていると市長のご見解だと思いましたので、私は納得させていただきました。

ただ、産業団地が計画されている中で、新たな制度設計も必要かと。それは私もそう思いますので、その辺も含めて、よそから来る企業だけでなく、地元の企業にとっても設備投資しやすい環境を、そういった制度をつくっていただければと思います。

以上で質問を終わります。

### 今泉春江委員の総括質疑

○平 進介委員長 次に、順位6番、議席番号14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 おはようございます。日本共産党の今泉春江でございます。

決算に伴い大きく2点について質問したいと思います。

収納対策について、税務課長に質問いたしま

す。

まず最初は、令和2年度の収納の取組について伺います。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で市民生活には大きな影響がありました。特に自営業者やパート、アルバイトなどの方々の収入が減少したなど、例年とは違う状況が起きていますが、そこでお聞きします。長井市での納付相談はどの程度ありましたか。例年と違う相談内容があったのかなど、差し障りなければ、その内容などをお聞かせください。また、それによる納付猶予や減免などを行っていただいた市民もいるのか、いらっしゃれば件数と金額をまずお聞きいたします。

○平 進介委員長 安倍章浩税務課長。

○安倍章浩税務課長 お答えいたします。

令和2年度の収納業務につきましては、やはり新型コロナウイルスの影響が強く感じられました。自営業、特に飲食店関係の方が大きな影響を受けられたようで、今までと異なり、新型コロナウイルスの影響で収入が大幅に減って納税が難しいというような相談が多く寄せられ、例年より全体的な相談件数は増えたところがございます。厳密に相談件数はちょっと把握してないんですけども、コロナによって収入減で納税が難しいというような相談件数はおおむね年間で30件から50件の範囲内と収納係から聞いているところがございます。

ご質問の中にある令和2年度の新型コロナウイルス関連減免額につきましては、国民健康保険税が25件で662万7,100円、介護保険料が24件で183万6,000円、後期高齢者医療保険料が4件で17万7,600円、合計で53件、864万700円となっております。ただし実際に相談を受けて収入の状況をお聞きしてみますと、新型コロナウイルス関連の国民健康保険税関連の減免措置の要件に満たない方も少なからずいらっしゃいました。そのような方には分割納付などを提案申し